

『相続税要否簡易判定ソフト 国税庁がH/Pに掲載』

国税庁はこのほど、HP上に「相続税のあらし」及び「申告要否の簡易判定シート」を公表した。あらしでは、図や計算の具体例などを用いながら相続税について簡単に解説。簡易判定シートでは、以下の項目に入力を進めることで、申告の要否がおおむね分かる仕組みとなっている。

1. 法定相続人の数（基礎控除額）の確認：被相続人の配偶者、子供、父母（養父母含む）、兄弟姉妹の順に、いる場合は人数を入力。上位の順位の法定相続人がいれば、次の順位は入力できない。この人数に基づき、基礎控除額（A）が自動計算される。
2. 相続財産及び債務等の確認：1) 土地、建物、有価証券、預貯金、現金ほか金銭に見積もることができる財産、2) 死亡に伴い支払われる生命保険金、死亡退職金、3) 被相続人の生前に贈与された財産（相続時精算課税適用財産、相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産）、4) 借入金などの債務、葬式費用を入力。1)～3)の計から4)を差し引いて、課税価格の合計額（B）が算出される。相続財産等の価額を個別に計算するときには、「相続税の申告要否判定コーナー」を利用するとよい。
3. 申告要否の簡易判定：（B）－（A）が計算され、プラスになる場合は申告手続が必要となる場合があると分かる。



『「既存ストック重視」の動き 28年版土地白書—国交省』

政府は13日、国土交通省がまとめた28年版土地白書を閣議決定した。白書は27年度土地に関する動向として、地価が上昇基調で推移し、住宅・オフィス市場も堅調だと分析。その上で▽サービス付き高齢者住宅の棟数・戸数および宿泊施設の建築着工面積は増加が続いている▽リゾートの銘柄数は、不動産市況の改善等の中、28年3月末時点で53銘柄となり、時価総額は約12兆円となった▽土地の資産性に対する国民の意識は「預貯金などに比べて有利でない」とする回答が過去最高になった—などと報告。また▽人口減少社会や空き家の増大等、不動産を取り巻く社会変化への対応が課題となっており、空き家等への国民の意識も高まっている▽空き家の活用提案や空き公共施設を活用した企業誘致等「既存ストックを重視」する新たな動きが展開しつつある—などと記述している。

白書は平成27年度の動向と平成28年度の基本的施策の2部構成。「動向」では東日本大震災から5年が経過した被災地における土地利用の現状も取り上げ、復興需要等により被災3県の売買による土地取引件数が増加し、オフィスビルの空き室率も低下したとしている。「基本的施策」では、28年度に政府が土地に関する基本的施策についてまとめている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com